

2020年10月9日 全5頁

# リスクアペタイト・フレームワーク（RAF）の 現状 2020

## RAF の高度化の余地、とりわけ「地方銀行・第二地方銀行」に

金融調査部 主任研究員 鈴木利光

### [要約]

- 2019年の制度改正により、「持続可能な収益性」に改善が必要な地域金融機関については、業務改善命令に基づき、ビジネスモデルの見直しが求められる可能性がある。
- そのため、金融庁によるモニタリングに際して、地域金融機関は、「リスクアペタイト・フレームワーク」(RAF) の導入・活用を奨励されることが見込まれる。
- 本稿では、こうした制度改正後、初めての決算期を踏まえたディスクロージャー誌を参考に、日本国内の金融機関等における RAF の導入状況（2020年3月末時点）を調査・報告する。
- 調査によると、「地方銀行・第二地方銀行」における導入割合の低さが際立つ結果となっている。また、RAF 導入の趣旨である「資本効率の向上」の指標と位置付けられることもある ROE（平均）についても、「地方銀行・第二地方銀行」が最も低い。
- RAF の導入・活用やその高度化に大きな余地を残す「地方銀行・第二地方銀行」は、今後の経営環境が注視されていくことが明らかである。そうしたなかで、例えば、「地元」のサステナビリティ問題や新型コロナウイルス感染症問題への対策資金という形でリスクテイクしていくことは、存在意義を示す重要な指針となり得るのではないだろうか。

## 1. 監督指針改正後、初めての決算期

2019年6月28日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されている（同日適用開始）。この改正により、将来の一定期間（概ね5年以内）に、「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」が継続的に赤字になることが見込まれる等、「持続可能な収益性」について改善が必要と見込まれる地域金融機関については、必要に応じて、業務改善命令（銀行法第26条）が発出され、ビジネスモデルの見直しが求められる可能性がある。

その一環として、金融庁によるモニタリングに際して、地域金融機関は、「リスクアペタイト・フレームワーク」(Risk Appetite Framework: RAF) の導入・活用を奨励されることが見込まれる<sup>1</sup>。

今夏、地域金融機関をはじめとする金融機関等（これらの子会社とする持株会社を含む）より、こうした監督指針の改正後、初めての決算期を踏まえたディスクロージャー誌（2020年3月末基準）が公表されている。そこで、本稿では、日本国内におけるRAFの現状を調査・報告することとしたい。

## 2. 導入状況

目下、日本国内において、どのくらいの金融機関等がRAFを導入しているだろうか。

本稿では、2020年3月末を基準日としたディスクロージャー誌の記述のみを参考に、独自に調査をした。調査対象は251社<sup>2</sup>であるが、うち、ディスクロージャー誌を確認できたのは248社<sup>3</sup>であった。

この248社のRAFの導入状況は、図表1のとおりである。

図表1 RAFの導入状況

単位：社

		○	□	△	×	計
銀行持株会社		12	0	1	11	24
銀行	都市銀行	4	0	0	0	4
	信託銀行	5	0	0	6	11
	その他銀行	6	0	0	9	15
	地方銀行	15	0	7	42	64
	第二地方銀行	4	0	1	33	38
系統金融機関		1	0	0	0	1
信用金庫連合会		1	0	0	0	1
指定親会社		2	0	0	0	2
保険持株会社		6	4	0	5	15
生命保険会社		23	6	0	12	41
損害保険会社		12	5	0	15	32
計		91	15	9	133	248

(※) “○” RAF導入済み； “□” RAFと類似の考え方を導入している； “△” RAFの導入を検討している； “×” ディスクロージャー誌に記載なし

(注) 銀行、生命保険会社、損害保険会社について、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と統一のディスクロージャー誌の場合は、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と同一の区分に分類している。

(出所) 各社ディスクロージャー誌を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>1</sup> RAFの概要、2019年6月28日の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の概要、及び日本国内におけるRAFの先進事例については、以下の拙著大和総研レポートを参照されたい。

■ [「リスクアペタイト・フレームワーク \(RAF\) の先進事例」\(2020年2月19日\)](#)

■ [「リスクアペタイト・フレームワークの現状」\(2019年8月26日\)](#)

<sup>2</sup> 「251社」の内訳は、銀行持株会社24社、銀行135社（都市銀行4社、信託銀行13社、その他銀行16社、地方銀行64社、第二地方銀行38社）、系統金融機関1社（農林中央金庫。以下同様）、信用金庫連合会（信金中央金庫。以下同様）、指定親会社2社（大和証券グループ本社及び野村ホールディングス。以下同様）、保険持株会社15社、生命保険会社41社、損害保険会社32社であった。なお、保険持株会社15社のうち3社は銀行持株会社でもあるが、業態別にRAFの導入状況を調査するという目的から、二重にカウントしている。

<sup>3</sup> ディスクロージャー誌を確認できなかった3社の内訳は、信託銀行2社、その他銀行1社であった。

図表 1 の RAF の導入状況を、248 社全体の割合及び業態別の割合という形式に変換すると、次のような結果が得られた（図表 2）。

図表 2 RAF の導入状況、割合（全体及び業態別）

	○	□	△
全体	○	36.69%	
	○+□		42.74%
	○+□+△		46.37%
銀行持株会社	○	50.00%	
	○+□		50.00%
	○+□+△		54.17%
都市銀行・信託銀行・その他銀行	○	50.00%	
	○+□		50.00%
	○+□+△		50.00%
地方銀行・第二地方銀行	○	18.63%	
	○+□		18.63%
	○+□+△		26.47%
保険持株会社	○	40.00%	
	○+□		66.67%
	○+□+△		66.67%
生命保険会社・損害保険会社	○	47.95%	
	○+□		63.01%
	○+□+△		63.01%

(※) “○” RAF 導入済み； “□” RAF と類似の考え方を導入している； “△” RAF の導入を検討している； “×” ディスクロージャー誌に記載なし

(注 1) 銀行、生命保険会社、損害保険会社について、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と統一のディスクロージャー誌の場合は、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と同一の区分に分類している。

(注 2) 系統金融機関、信用金庫連合会及び指定親会社については、母数が少ないため割愛している。

(出所) 各社ディスクロージャー誌を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、「地方銀行・第二地方銀行」における導入割合の低さが際立つ結果となっている。

なお、図表 1・2 の「(※)」にある、「□」RAF と類似の考え方を導入している」については、基本的には、「全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする（中略）統合的リスク管理（Enterprise Risk Management; ERM）」<sup>4</sup>の導入先を想定している。もっとも、仮に ERM を導入済みであっても、ディスクロージャー誌におけるその説明から、「リスク選好」「収益（リターン）の最大化」、「資本効率の向上」といった、RAF 特有の「リスクテイクの姿勢」がうかがえない場合は、図表 1・2 で「×」ディスクロージャー誌に記載なし」に分類している。

同じく、「○」RAF 導入済み」については、基本的には、「リスクアペタイト」、「RAF」といった用語が明記されている先に限定している。もっとも、これらの用語が明示的に用いていない ERM 導入先であっても、上記「リスクテイクの姿勢」に加えて、その「方針」が明示的に定められている等、「文書化」という RAF の基本原則に則っていることがうかがえる場合は、図表 1・2 で「○」RAF 導入済み」に分類している。

ちなみに、同じく「△」RAF の導入を検討している」先については、計 9 社（図表 1 参照）あるが、そのうち 5 社が、RAF の導入を「中期経営計画」の一項目としている。

<sup>4</sup> 「保険会社向けの総合的な監督指針」II-3-1 より引用

### 3. ROE との関係

各社のディスクロージャー誌の記載から抽出されたことの一つは、RAF の導入の趣旨が「資本効率の向上」にあるということである。

そして、一部の金融機関等は、そのディスクロージャー誌の記載から、「資本効率の向上」を、ROE (Return On Equity) の向上に直接結びつけて考えている。それを踏まえ、RAF の導入の効果を測るという観点から、RAF の導入状況における ROE を比較することとする。

ディスクロージャー誌を確認できた 248 社 (図表 1 参照) のうち、比較可能性のある ROE を抽出できたのは、175 社であった<sup>5</sup>。

図表 3 では、175 社全体の数値以外には、ROE を抽出できた割合が 90%を超える銀行持株会社、「都市銀行・信託銀行・その他銀行」、同じく 100%の「地方銀行・第二地方銀行」、70%弱の保険持株会社の数値を紹介することとする。同割合が 10%強にとどまった「生命保険会社・損害保険会社」については、比較可能性の見地から、その数値の紹介を割愛している。

図表 3 RAF の導入状況における ROE (平均) 比較

		○	□	△	×
全体 (平均 3.05%)	○	3.70%			2.64%
	○+□		3.72%		
	○+□+△			3.63%	
銀行持株会社 (平均 3.23%)	○	4.33%			2.17%
	○+□		4.33%		
	○+□+△			3.96%	
都市銀行・信託銀行・その他銀行 (平均 3.59%)	○	3.57%			3.61%
	○+□		3.57%		
	○+□+△			3.57%	
地方銀行・第二地方銀行 (平均 2.36%)	○	1.46%			2.47%
	○+□		1.46%		
	○+□+△			2.04%	
保険持株会社 (平均 5.37%)	○	8.08%			3.05%
	○+□		5.95%		
	○+□+△			5.95%	

(※) “○” RAF 導入済み； “□” RAF と類似の考え方を導入している； “△” RAF の導入を検討している； “×” ディスクロージャー誌に記載なし

(注 1) 銀行、生命保険会社、損害保険会社について、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と統一のディスクロージャー誌の場合は、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と同一の区分に分類している。

(注 2) ROE は、当期純利益ベースの数値を採用している。具体的には、銀行についてはディスクロージャー誌における単体の法定開示(「資本当期純利益率」)の数値を、系統金融機関及び信用金庫連合会についてはディスクロージャー誌における単体の任意開示(それぞれ、「純資産当年度純利益率」、「資本当期純利益率」)の数値を、銀行持株会社・指定親会社・保険持株会社・生命保険会社・損害保険会社については有価証券報告書における単体の法定開示(「自己資本利益率」)の数値を採用している。

(出所) 各社公表資料を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

「“○” RAF 導入済み」、「□” RAF と類似の考え方を導入している」、及び「“△” RAF の導入を検討している」に分類される先を「全体」で見ると、「×” ディスクロージャー誌に記載なし」に分類される先と比較して、概ね、ROE (平均) が高いという結果が得られた。

<sup>5</sup> ROE を抽出できなかった 73 社の内訳は、銀行持株会社 2 社、都市銀行 1 社、保険持株会社 5 社、生命保険会社 40 社、損害保険会社 25 社であった。

ただし、「都市銀行・信託銀行・その他銀行」及び「地方銀行・第二地方銀行」については、「○」「□」「△」よりも「×」の方が ROE（平均）が高いという、「全体」とは逆の結果が出ている。これには様々な要因があるだろうが、少なくとも、RAF の高度化の余地があるという指摘が可能である。

#### 4. RAF の効果的な運用、地域金融機関の経営環境に影響するか？

日本の金融機関等にあつては、従来、とりわけ金融庁が RAF に言及するようになった 2013 年 9 月<sup>6</sup>以前の「RAF 前」のリスク管理は、「資本」と「リスク」の二本柱にとどまっていたように思われる。2008 年の金融危機後の規制強化により、収益の最大化を図る（レバレッジをかける）ことよりも、資本を厚く積むことを優先せざるを得なかったという事情もあろう。

しかし、この長引く低金利下にあつて、そのようなリスク管理では収益を上げるには不十分である、という認識が浸透している。そうした認識を補強するかのようになり、金融庁は、2014 年 9 月から 2018 年 5 月の間に、金融行政方針や業界団体との意見交換会を通じて、複数回にわたって RAF の有用性に言及している（「RAF 浸透期」）。

そこで、近年、とりわけ金融庁が「地方銀行・第二地方銀行」との意見交換会で初めて RAF に言及した 2018 年 6 月<sup>7</sup>以後の「RAF 後」のリスク管理は、「資本」と「リスク」に「収益」を加えた三本柱となっている。

RAF を導入している金融機関等の中には、気候変動をはじめとするサステナビリティ問題や、新型コロナウイルス感染症問題への対策資金の額を、RAF におけるリスクアペタイト指標に取り入れている先もある。

RAF の導入・活用やその高度化に大きな余地を残す「地方銀行・第二地方銀行」には、今後の経営環境が注視されていくことが明らかである。そうしたなかで、「地元の」サステナビリティ問題や新型コロナウイルス感染症問題への対策資金という形でリスクテイクしていくことは、存在意義を示す重要な指針となり得るのではないだろうか。

以上

<sup>6</sup> 金融庁「平成 25 事務年度 主要行等向け監督方針」（2013 年 9 月 6 日）参照

<sup>7</sup> 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」（2018 年 6 月 13 日・14 日）（全国地方銀行協会・第二地方銀行協会）参照